

東かがわ市 地域情報化 基本計画



平成18年3月
東かがわ市



はじめに

今日のわが国においては、複雑多様化する社会情勢や、少子高齢化の急激な進行、国際化の進展などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、人々の価値観の多様化などと相まって、社会経済全般にわたって大きな転換期を迎えています。

なかでも、情報通信技術（ICT）の発展はめざましく、行政をはじめ産業、医療、保健、福祉、教育などのあらゆる分野において、その積極的な利活用が期待されています。

一方最近では、いつでも、どこでも、何でも、だれでもがネットワークを通じて、情報の自在なやりとりを行うことのできるユビキタスネットワーク社会の実現に向け、より高度な情報化も進展しており、市民や事業者等がこれらの情報化の恩恵を享受できる環境整備や、ICTの進展に対応した新たな地域活性化施策が重要な課題となってきています。

このような時代の潮流に対応するため、本市では、21世紀初頭を展望する総合計画基本構想を平成16年3月に策定し、現在その将来像である「21世紀に躍動する生活・文化・交流都市」の実現にむけ、様々な施策を展開しており、高度情報化の推進につきましてもまちづくりを象徴するシンボルプロジェクトの一つとして位置づけています。

本市の地域情報化基本計画は、ICTが市民の暮らしに深くまた広く浸透していくなかで、すべての人が等しく情報化の恩恵を受けることができ、本市における効果的・効率的な情報化施策を実現するための指針として策定するものであり、ICTの利活用により、更なる市民サービスの向上を図り、すべての人にとって利便性の高いまちづくりをめざすものであります。

今後、本計画に基づき、市民をはじめ関係機関との連携・協働のもと地域情報化施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご審議をいただきました東かがわ市地域情報化検討委員会の委員の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成18年3月

東かがわ市長 中 條 弘 矩

Contents 目次

第1章 計画の策定にあたって（基本的な考え方）	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 背景	
(2) 趣旨	
2 計画の位置づけ	1
3 計画の見直し	2
第2章 情報化をめぐる動向	3
1 社会的背景	3
(1) ネットワークインフラの進展	
(2) ライフスタイルの変化	
2 国・県の動向	4
(1) 国の情報化戦略	
(2) 県の取り組み	
第3章 情報化の現状と課題	8
1 本市の現状	8
2 情報化の課題	8
(1) 多様化・高度化する情報化ニーズへの対応	
(2) デジタルデバイドへの対応	
(3) 少子高齢化社会の進展への対応	
(4) 安全志向・防災意識の高まりへの対応	
(5) 地域産業の活性化への対応	
(6) コミュニティの活性化への対応	
第4章 基本理念・基本方針	10
1 基本理念	10
(1) 人に優しく安全で快適な生活環境の実現をめざして	
(2) 活力みなぎるまちづくりの実現をめざして	
(3) 情報化を担う人材育成と地域文化の振興をめざして	

2	基本方針	11
	(1) 市民サービスの向上	
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	
	(3) 連携・協働によるにぎわいの創出	
	(4) 産業振興・活性化の支援	
	(5) ICTに対応した人材の育成	
	(6) 情報通信基盤の整備	

第5章 施策の体系 12

1	施策の体系	12
---	-------	----

第6章 情報化の総合的推進に向けて 13

1	推進体制	13
	(1) 市民参画の推進体制	
	(2) 行政内部の推進体制	
2	連携と協力	13
	(1) 民・産・学・官の連携	
	(2) 国・県・近隣自治体との連携	
3	情報通信基盤の構築	14
	(1) 情報通信インフラの整備	
	(2) 情報化拠点の整備	
	(3) 情報通信機器の整備	
4	セキュリティ対策	15
	(1) 安全性・信頼性の確保	
	(2) 個人情報保護	
	(3) 知的所有権の保護	
5	事業財源の確保	16
	(1) 国・県の支援施策の活用	
	(2) PFI・アウトソーシング等の活用	
6	推進にあたっての留意事項	17
	(1) 技術動向の把握	
	(2) 情報のバリアフリー化	
	(3) ICTを利活用するための倫理観の醸成	

参考資料

- 施策の展開例 - 基本方針別 -
- 住民意向調査結果 - 概要 -
- 用語解説 (アイウエオ順・アルファベット順)

第1章 計画の策定にあたって（基本的な考え方）

1 計画策定の趣旨

（1）背景

20世紀末にはじまったインターネットの急速な普及や、ブロードバンド・モバイルの進展による情報通信技術（ICT）の変革は、従来の社会構造の枠にとらわれない情報の共有化を可能とし、さまざまな分野への利活用を通して、私たちのライフスタイルやビジネスのあり方、また地域社会の形成そのものを大きく変えようとしています。それに伴い各自治体では、国のe-japan戦略、u-japan政策を踏まえ、情報化に対する体系的な取り組みが展開されています。

いつでも、どこでも、何でも、だれでもが時間や場所に制約されることなくネットワークにつながり、リアルタイムな情報を等しく享受することで、より利便性や安全性の高いサービスが創出できることから、地域社会の活性化を図るうえにおいては、このICTにより情報化の基盤を整備し、新たなまちづくりに活かすことが求められています。

（2）趣旨

本市は、将来像を「21世紀に躍動する生活・文化・交流都市」とする基本構想（平成16年3月策定）のなかで、「高度情報ネットワーク整備事業」による高度情報化の推進をシンボルプロジェクトの一つとして掲げ、すべての人にとって快適で利便性の高いまちづくりをめざしています。

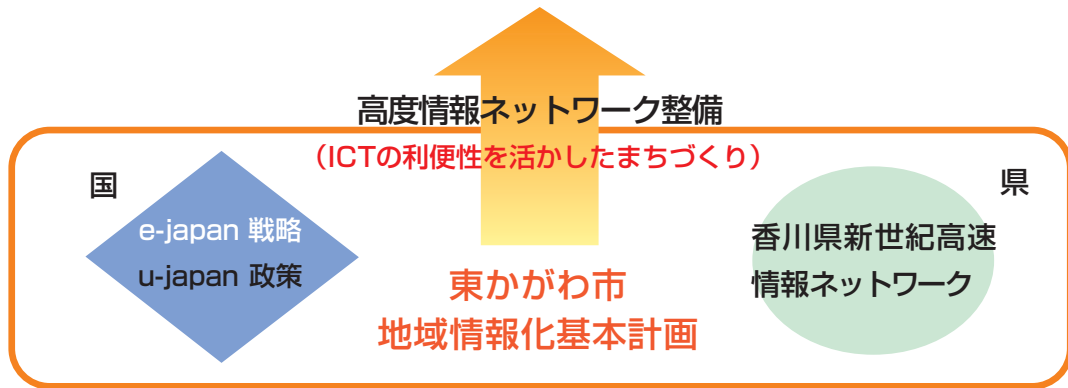
本地域情報化基本計画は、本市のめざす将来像の実現を情報化の側面から支援し、まちづくりの基本方針である「にぎわい・かがやき・やすらぎ」を達成するために必要な情報化施策を市民や事業者等との連携・協働により、計画的・効果的かつ積極的に推進・展開することを目的として策定するものであります。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市全体のまちづくりの方向性を定めた「東かがわ市総合計画」の情報通信分野における最上位計画と位置づけ、ICTの利便性を活かしたまちづくりを推進するため、国及び県の施策方針を踏まえたうえで、本市における情報化の基本的方向性及び今後の情報化推進の基本的施策を体系的にまとめたものです。

東かがわ市総合計画（基本構想・基本計画）

- 将来像 ➤ 21世紀に躍動する生活・文化・交流都市
基本方針 ➤ にぎわい・かがやき・やすらぎ



3 計画の見直し

ICTの進展には著しいものがあり、本計画の策定後においても急激な進展が見込まれます。このため、本計画においては、社会経済情勢の変化やICTの進展・普及の状況、市民ニーズなどを十分に勘案し、必要に応じて計画を見直すことで、柔軟で弾力的な運用に努めていきます。

第2章 情報化をめぐる動向

1 社会的背景

(1) ネットワークインフラの進展

わが国におけるブロードバンドネットワークについては、世界で最も低廉な料金で高速なサービスが提供され、平成16年12月末時点で1,866万人、人口比14.6%、世帯比37.4%がインターネット接続によるブロードバンドを利用しています。

モバイル（携帯電話）によるインターネット接続サービスも着実に普及し、平成16年12月末時点で7,503万人、人口比58.8%、世帯比150.5%となり、携帯電話端末は電子メール、写真・動画伝送、決済等の機能を有する総合的情報通信端末になりつつあります。

また、平成15年12月からは三大都市圏において地上デジタルテレビジョン放送が開始され、これまでの地上アナログテレビジョン放送は、平成23年（2011年）7月までに地上デジタルテレビジョン放送へ移行することが決定されています。このデジタル化により、テレビの高画質や高音質化をはじめ、車やバス等の移動受信における聴視の安定性やモバイル端末（携帯電話、カーナビ等）を利用した新しい放送サービス及びインターネットとの接続による双方向サービスも可能となることから、テレビという最も身近なインターフェースの登場が、新たなネットワークの展開を広げるものと期待されています。

一方、公共分野においても、住民基本台帳ネットワークシステムの本格的な稼働、公的個人認証サービスの開始など、電子政府・電子自治体構築のための基盤整備が進展しています。

さらに、情報通信分野における技術について、モバイル端末や情報家電等の端末技術、電子タグ・センサー等の研究開発、実証実験及び標準化が進められています。

このように、人やものの状況をリアルタイムに把握可能となることで、今後のネットワークインフラは、いつでも、どこでも、何でも、だれでもがネットワークに接続され、情報の自在なやりとりを行うことのできるユビキタスネットワークの実現に向かいつつあります。

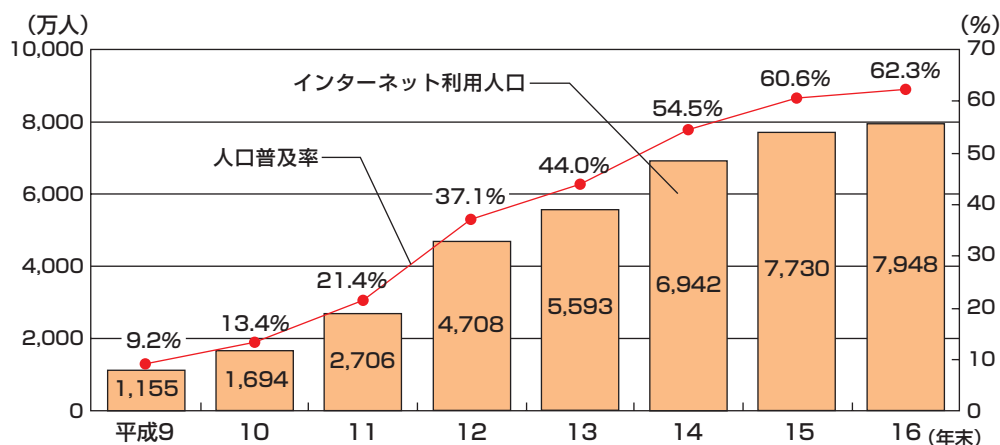
(2) ライフスタイルの変化

インターネット利用者は、平成16年末現在で7,948万人に達し、人口普及率は対前年比1.7ポイント増の62.3%と、インターネットは私たちの日常生活に深く浸透しつつあります。

場所や時間に制約されず、多様な端末からビジネスに関する情報や生活に密着する情報、娯楽情報などを収集し、またその時間も長時間化するなど、インターネットは利便性や迅速性等の観点から情報の収集や検索に必要な不可欠な手段となっています。

さらに、情報収集機能のみでなく、オンラインショッピングやホテル・チケットの予約サービス、ICカードの利用による新たなサービスの浸透により、ICTは私たちのライフスタイルをさらに変えようとしています。

インターネットの利用人口及び人口普及率



- ※ 1 上記のインターネット利用人口は、パソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している6歳以上の者が対象
- ※ 2 平成16年末の我が国の人口普及率(62.3%)は、本調査で推計したインターネット利用人口7,948万人を、平成16年10月の全人口推計値1億2,764万人(国立社会保障・人口問題研究所「我が国の将来人口推計(中位推計)」)で除したものの(全人口に対するインターネット利用人口の比率)
- ※ 3 平成9～12年末までの数値は「情報通信白書(平成12年までは通信白書)」より抜粋。平成13～16年末の数値は、通信利用動向調査の推計値
- ※ 4 推計においては、高齢者及び小中学生の利用増を踏まえ、対象年齢を年々拡げており、平成12年末以前の推計結果については厳密に比較出来ない(平成11年末までは15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末から6歳以上)

出典：平成17年版 情報通信白書

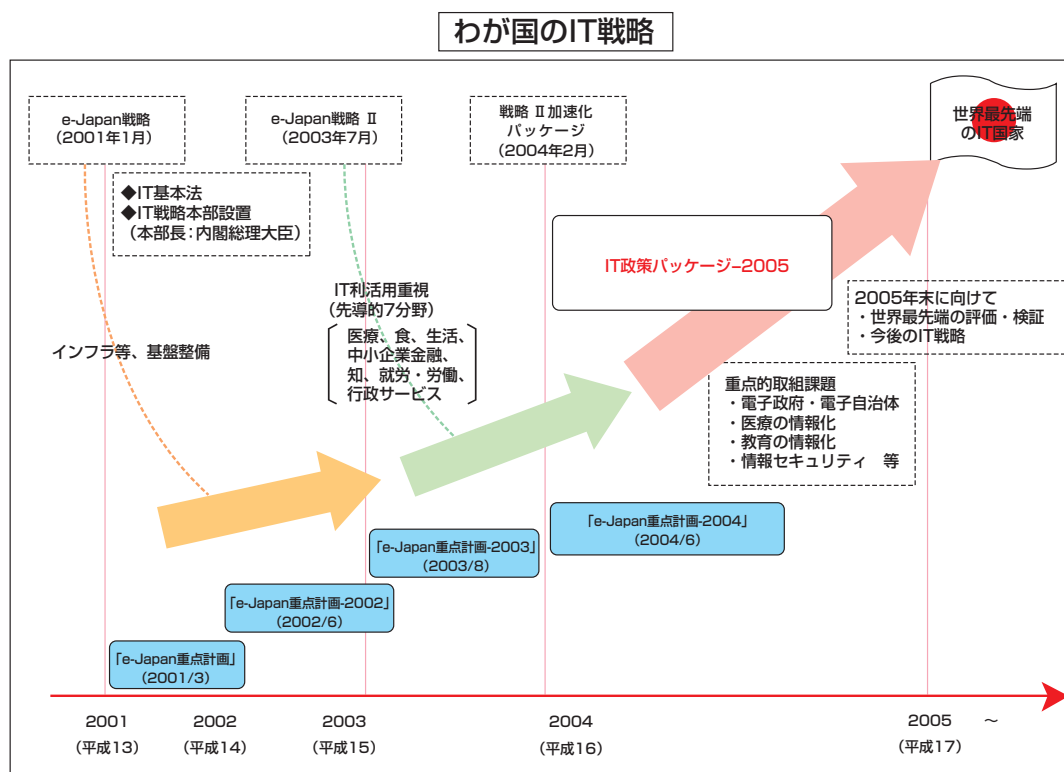
2 国・県の動向

(1) 国の情報化戦略

政府は、平成13年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進本部（IT戦略本部）を設置し、「5年以内（2005年）に世界最先端のIT国家になる」ことをめざした《e-japan戦略》を策定、特にインフラ面に焦点をあてナローバンドからブロードバンドへの移行（超高速ネットワークインフラ整備）を推進してきました。この結果「高速インターネットを3,000万世帯に、超高速インターネットを1,000万世帯に」という利用環境整備の目標が達成されつつあるとの認識のもと、第2期のIT利活用の拡大へと戦略を進化させるため、平成15年7月には《e-japan戦略Ⅱ》が策定されました。

このe-japan戦略Ⅱでは、インフラ面に関しては「次世代情報通信基盤の整備」としてブロードバンドの面的な拡大を図りつつも、利活用面に大きくシフトし、国民にとって身近で重要な7分野「医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス」における先導的な取り組みを提示し、「2006年以降も世界最先端であり続けることをめざす」とされています。

また、IT戦略本部は、平成17年2月に《IT政策パッケージ-2005》を策定し、行政サービス、医療、教育等国民に身近な分野を中心とした取り組みをさらに強化するとともに、この政策パッケージの早急な実行により、ICTの利活用を一層進め、国民がICTによる変化と恩恵を実感できる社会の実現が推進されています。



出典：平成17年版 情報通信白書

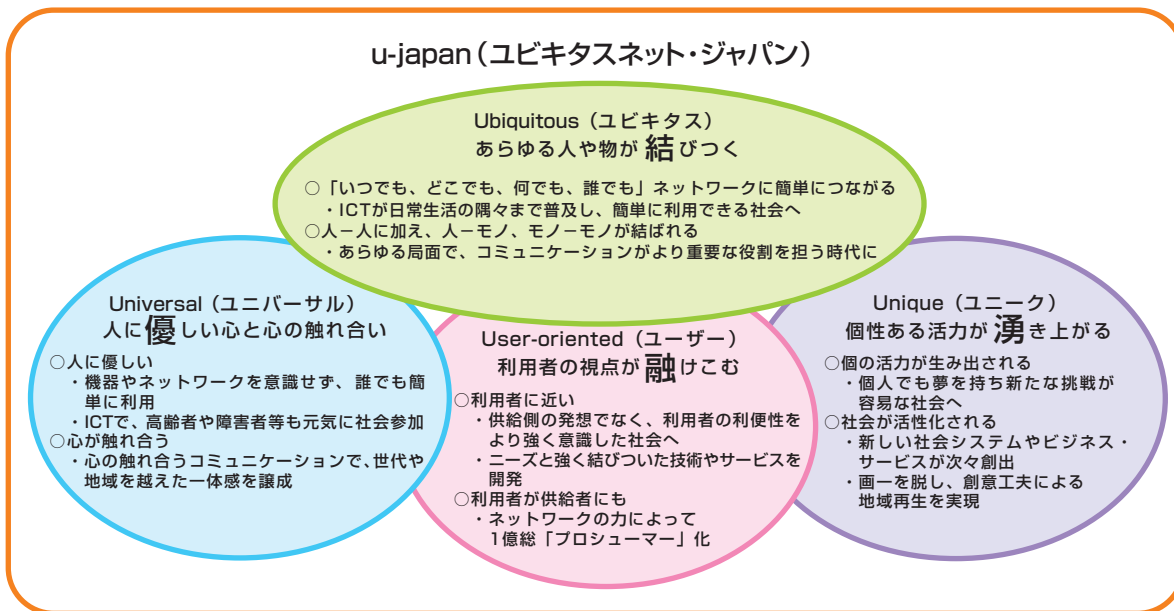
一方、総務省では、平成16年3月「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」を設置し、e-japan戦略・戦略「をはじめとしたICT政策により課題が解決された平成22年（2010年）の社会像として《u-japan（ユビキタスネット・ジャパン）》を定義し、その実現のための政策パッケージとして、同年12月に《u-japan政策》を取りまとめています。

u-japanは、「ユビキタス（あらゆる人やものが結びつく）」「ユニバーサル（高齢者等でも簡単に利用できる）」「ユーザー中心（利用者の視点が融けこむ）」「ユニーク（個性ある活力が湧き上がる）」の4つの理念を掲げており、特にその中心となるのが「ユビキタス」です。同政策は、「ユビキタスネットワークの整備」「ICT利活用の高度化」「ICT利用環境の整備」の3つを基本軸として、わが国の将来像に向けての戦略を展開していきます。

さらに、平成17年7月には、「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会」の最終報告である《次世代ブロードバンド構想2010》により、2010年を目標年次としたブロードバンド基盤の全国的整備に向けた課題や方策等が取りまとめられ、総務省では、これらの内容に基づく情報化戦略について、引き続き検討を進めていくこととしています。

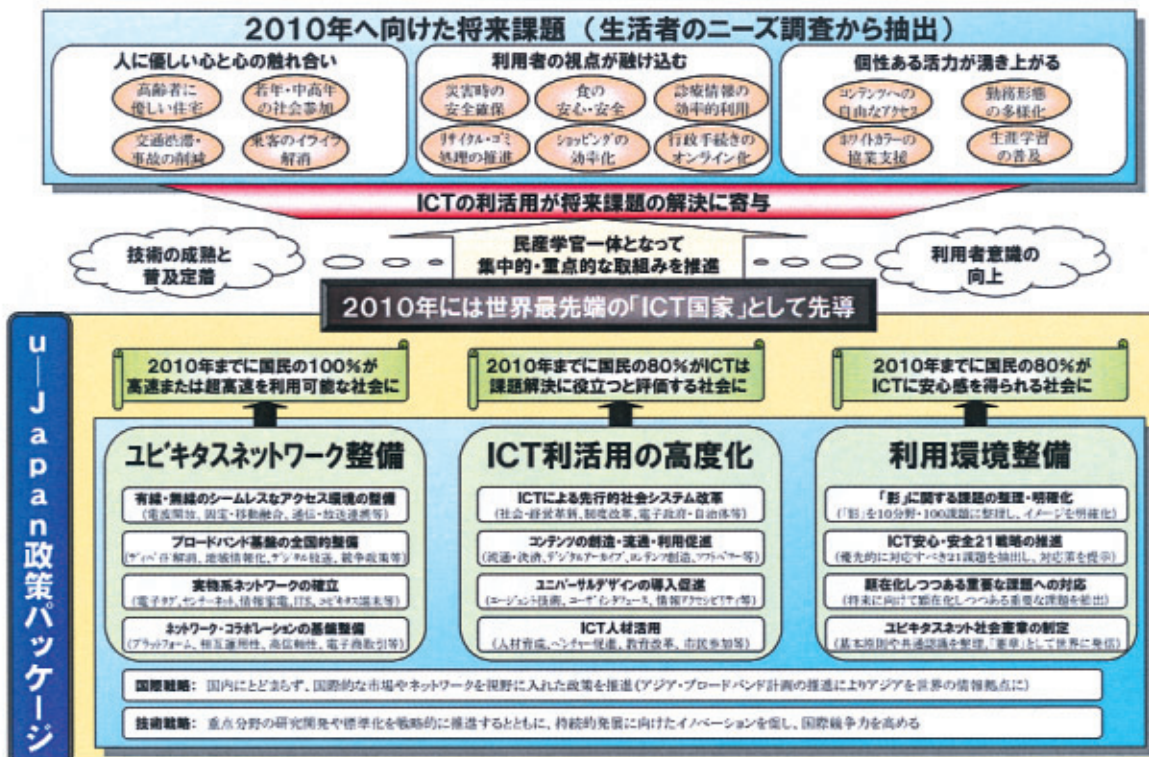
u-japanの理念

u-japan (ユビキタスネット・ジャパン)



(出典) 総務省「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会最終報告書」

u-japan 政策パッケージの全体像

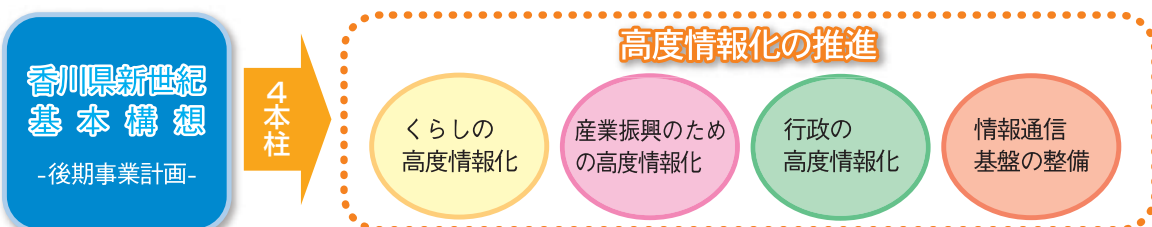
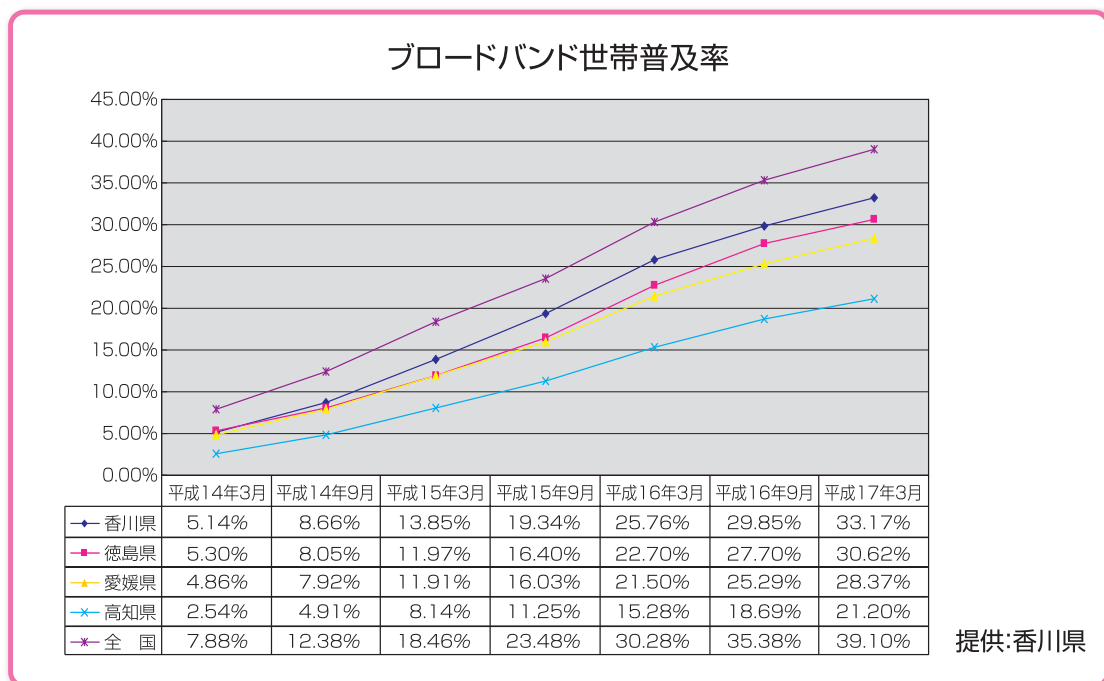


(2) 県の取り組み

高度情報通信社会の進展に対する香川県の取り組みとしては、平成12年4月に「香川県高度情報化推進委員会」を設置し、本県の高度情報化全般についての全庁的な審議・調整が図られています。その後、情報化施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、平成13年8月に「かがわITみらいプラン（香川県新世紀高度情報化推進計画）」が策定されています。

本県のインフラとしては、民間通信事業者による光ファイバー網の整備などが比較的進んでおり、ブロードバンドサービスの世帯普及率は、平成16年度末現在で33.2%（対前年比7.4ポイント増）と年々増加傾向を示しています。また、CATVサービスの普及状況についても、平成17年9月時点で12万世帯に達し、世帯普及率は31.5%となり、平成16年度末現在と比較して0.8ポイントの増となっています。

県では、平成17年3月に策定した県政運営の基本指針である「香川県新世紀基本構想後期事業計画（2005－2010）」において、高度情報化の推進施策として、「くらしの高度情報化」「産業振興のための高度情報化」「行政の高度情報化」「情報通信基盤の整備」の4本の柱を掲げており、今後の戦略的・重点的な事業展開を図ることとしています。



第3章 情報化の現状と課題

1 本市の現状

本市では、平成15年4月の合併を機に新たなホストコンピューターを導入し、住民基本台帳システムや税システムをはじめとした基幹系業務の円滑な運用を図るとともに、本庁舎・支所間の光ファイバーでのネットワーク化や出先機関ともネットワークの接続を図るなど、庁内LANの構築による行政内部のOA化に取り組んできました。

一方、市内外への情報発信は、広報紙やホームページ、オフトーク（引田地区のみ）を利用して各種情報の提供を行うとともに、災害時における情報通信を目的として地域防災無線の設置や携帯電話を利用した消防団員等へのメール配信、また教育分野でのICT利活用を図るため、市内学校間を光ファイバーで結ぶ、小中学校高速情報通信ネットワーク（学校LAN）を整備しています。

さらに、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、相互のコミュニケーションの円滑化及び情報の共有による高度利用の促進を図るとともに、住民基本台帳ネットワークや公的個人認証によるサービスを実施しています。

しかしながら、地域の身近な情報を市内全域に発信し、市民や事業者等がリアルタイムで情報を共有できる環境整備は未だ十分とは言えません。市民のニーズを反映した「**快適で利便性の高いまちづくり**」の推進を図るうえでは、安全（防災・防犯）や医療、福祉をはじめとしたさまざまな分野で、ICTを利活用した新たな情報通信基盤の早急な構築が望まれています。

2 情報化の課題

（1）多様化・高度化する情報化ニーズへの対応

平成16年2月に実施した住民アンケートでは、今後の情報分野における行政サービスに対して、「災害発生時での被災情報・避難情報などの必要な情報の入手」をはじめ、「病院との連携による予約や救急医療に関する情報の入手」「病院などの施設との通信による医療・健康相談」「家庭からの申請や手続きが可能となる窓口サービスのオンライン化や公共施設の利用状況の確認・予約」などを中心とした幅広いニーズがあることがわかりました。

ICTの飛躍的な進展に伴い、パソコンや携帯電話など各種情報機器の高機能化、小型化、低価格化が進み、インターネットの積極的な利活用により生活のあらゆる場面で利便性の向上が図られています。ライフスタイルの変化や個性化により生ずるさまざまな価値観や市民ニーズの多様化・高度化に対応していくための新たな環境整備が望まれています。

(2) デジタルデバイドへの対応

近隣自治体では、すでに多くが市民や事業者等に対し、そのニーズに対応したリアルタイムな情報提供を実施しています。また、本市の山間部においては、未だブロードバンドサービスが受けられない地域もあり、情報通信基盤の整備によるデジタルデバイドの早急な解消が望まれています。

(3) 少子高齢化社会の進展への対応

本市における平成17年10月末時点の高齢化率は28.6%と全国平均を上回り、一方で出生者数は大幅に減少傾向にあり、少子高齢化はますます進行しています。人口の3人に1人が高齢者となる時期を迎え、高齢者が社会に果たすべき役割も大きく変化しつつあります。高齢者が安心して暮らすことができるよう、ICTを活用して高齢者のライフスタイルに合わせた日常生活支援や社会参加促進のためのサービスや各種情報提供の充実が求められています。

(4) 安全志向・防災意識の高まりへの対応

地震や水害などの災害から市民の生命や財産を守り、被害を最小限にとどめることは、安全な市民生活を確保するうえで極めて重要な課題となっています。

また、通学路等における子どもの安全確保や市民を悪質な詐欺事件から守る対策など、幅広い視点に立った安全安心なまちづくりが求められています。

(5) 地域産業の活性化への対応

低迷する地域経済を活性化し元気な地域をつくるため、既存産業がICTを効果的に活用できるよう、また新たな産業の導入・育成を支援するため、産業基盤としての情報通信基盤の整備・活用に努めていく必要があります。

(6) コミュニティの活性化への対応

「にぎわい・かがやき・やすらぎ」のまちづくりを実現していくためには、市民が主役となった市民主導のまちづくりが必要不可欠であります。地域における情報交流が活発になり、市民相互のふれあいや連帯意識の高揚によりコミュニティの醸成を促すことのできるさらなる情報提供が求められています。

第4章 基本理念・基本方針

1 基本理念

第3章で述べた本市における情報化の課題を解消し、本市のめざす将来像「21世紀に躍動する生活・文化・交流都市」の実現、まちづくりの基本方針である「にぎわい・かがやき・やすらぎ」を達成するため、地域情報化施策の展開にあたっては、次の3つを基本理念とします。

基本理念

人に優しく安全で快適な生活環境の実現をめざして

活力みなぎるまちづくりの実現をめざして

情報化を担う人材育成と地域文化の振興をめざして

(1) 人に優しく安全で快適な生活環境の実現をめざして (やすらぎ)

すべての住民が、健康で生き生きとした生活を送るために、また何らかの事態が発生しても、必要なときに必要な情報をリアルタイムで得られるよう、情報通信基盤を活用した行政サービスの整備をめざします。

(2) 活力みなぎるまちづくりの実現をめざして (にぎわい)

インターネット網の活用により、地域や世代の枠を越えた多くの人たちが交流を図れるような体制づくりを確立し、まちづくりに欠かせない住民相互のコミュニティ形成を推進するための活動や、地域産業の活性化を支援する環境を整えます。

(3) 情報化を担う人材育成と地域文化の振興をめざして (かがやき)

次世代の情報化を担う子ども達からお年寄りまで、すべての住民が楽しみながら学習できる環境を整えるとともに、自らが生涯学習を続けられる支援体制を整えます。

2 基本方針

本計画の基本理念に基づき、以下の6項目を基本方針とし、各方針に従い、必要な取り組みを重点的かつ積極的に推進していきます。

(1) 市民サービスの向上

さまざまな電子申請や証明手続き、公共施設の予約など、電子行政サービスの核となる高度なサービスの導入・展開をめざすとともに、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細かなサービスを提供していきます。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子どもからお年寄りまで、すべての市民が安全・安心して生活できるまちづくりをめざして、防災・保健・医療・福祉などの分野において、緊急放送をはじめとした幅広いサービスを提供していきます。

(3) 連携・協働によるにぎわいの創出

ホームページを活用して情報提供の充実を図るなど、市民主導のまちづくりを支援するための施策を展開します。また、市民が情報化を活用して生涯にわたりさまざまな学習・文化活動ができるよう、教育・生涯学習を推進・支援するための環境を整えます。

(4) 産業振興・活性化の支援

地域産業の活性化のため、既存地元産業の情報化支援や企業誘致、新たな産業の創出・育成を目的とした環境を整えます。また、伝統的なまち並みや観光施設など既存の資源や施設を活用したまちづくり（ニューツーリズム）を支援するための施策を展開します。

(5) ICTに対応した人材の育成

能力や環境などにかかわらず、すべての市民がICTによる利便性を享受でき、さまざまな場面でICTを利活用できるよう、市民のICT利活用能力の向上を支援します。また、電子市役所という充実した庁内業務環境が最大限に活かされるよう、職員の能力向上にも努めます。

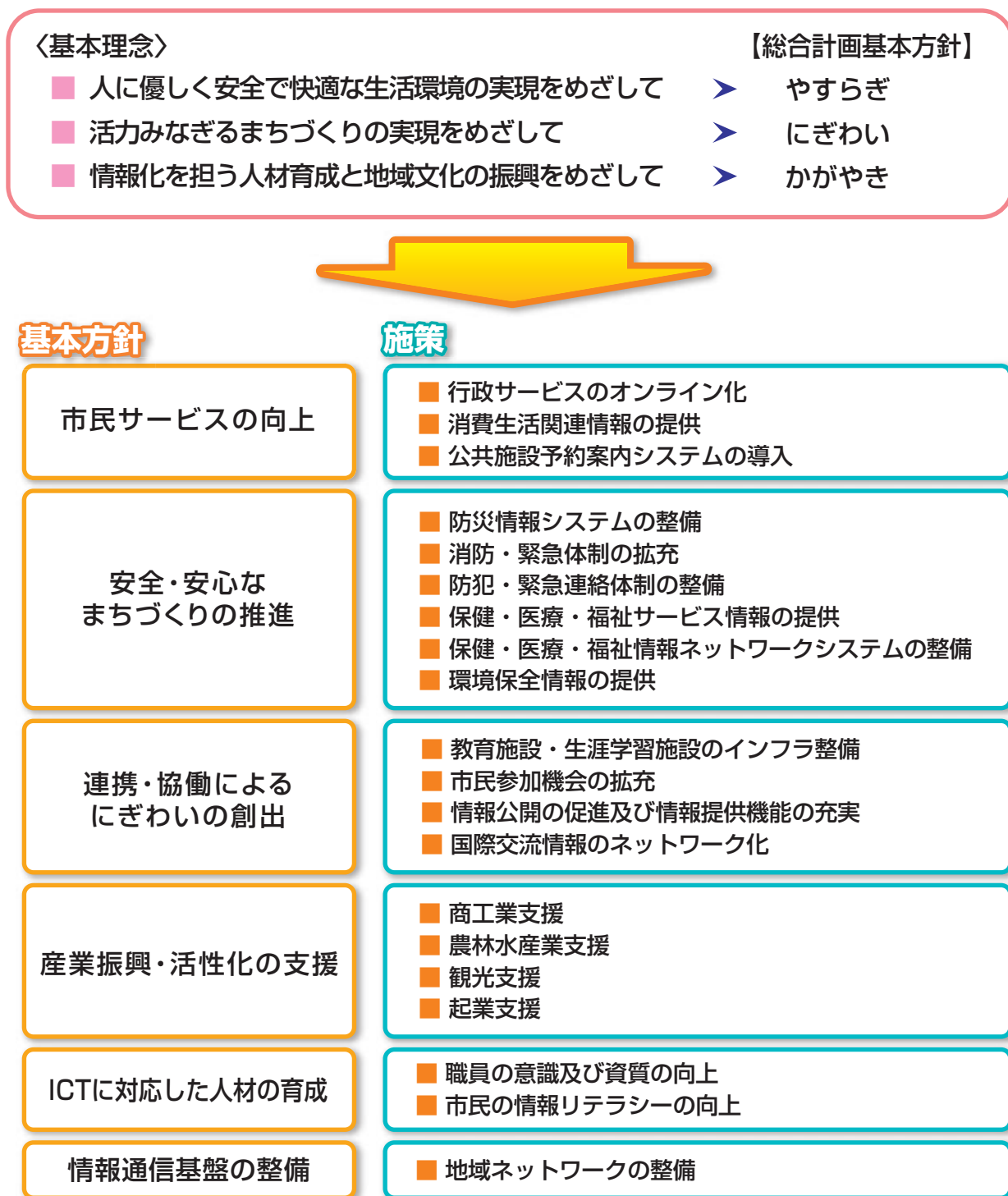
(6) 情報通信基盤の整備

充実した市民サービスを提供とするために必要となる情報通信基盤を整備するとともに、市内に存在する地理的な情報格差（デジタルデバイド）を是正し、すべての地域で等しく利便性の高いサービスが利用できるような環境を整えます。

第5章 施策の体系

1 施策の体系

6つの基本方針に基づき、本市において推進する施策の体系は下図に示す20施策とし、ICTの動向や市民ニーズの把握、双方向性を考慮した施策の展開を図ります。



第6章 情報化の総合的推進に向けて

1 推進体制

(1) 市民参画の推進体制

市民や事業者等にとって、快適で利便性の高い情報化を推進していくためには、行政と相互に情報の交流や共有を行いながら、連携・協働して取り組む必要があります。

このため、施策の実施にあたっては、パブリックコメント等を実施し、市民の声を十分反映させるなどの対策を講じます。

(2) 行政内部の推進体制

地域情報化を総合的に推進するため、行政内部に全庁的な推進体制を確立し、主要施策事業等の適正な推進に努めます。

また、必要に応じて専門的知識を有する外部の専門家等の活用により、最高情報責任者を補佐するスタッフ機能の充実を図ります。

2 連携と協力

(1) 民・産・学・官の連携

地域情報化の推進については、地域における民・産・学・官の連携による活発な議論や情報系事業者等との意見交換を踏まえ、コンセンサスを図りながら地域課題を自立・分散的に解決するよう取り組んでいきます。



(2) 国・県・近隣自治体との連携

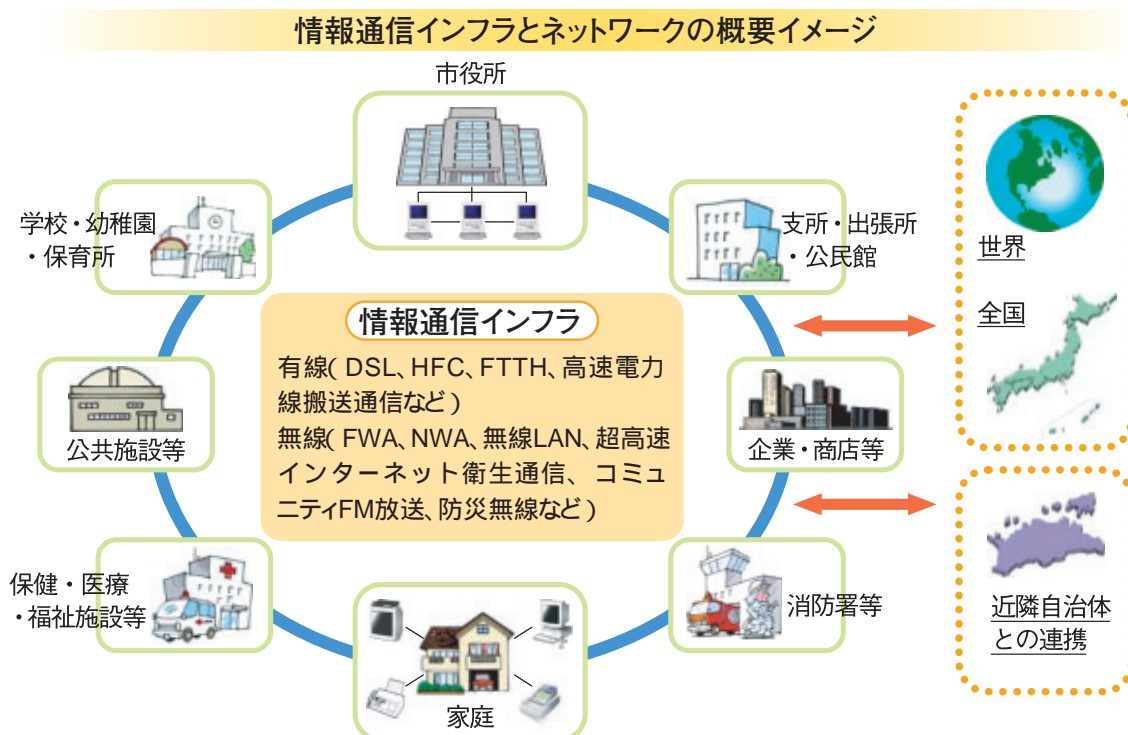
地域情報化施策において、国・県等と連携、協調していくために、LGWANや香川県新世紀高速情報ネットワークを活用するほか、少子高齢化や地域産業の活性化、広域行政での住民サービスの提供など、近隣自治体と連携した地域課題の増加が予想されるため、これらを勘案した情報化施策の推進を図り、将来的な広域ネットワークに柔軟に対応できるネットワーク構成を検討します。

3 情報通信基盤の構築

(1) 情報通信インフラの整備

地域情報化施策を実現していくためには、地域をくまなく網羅する情報通信インフラ（基盤）の整備が必要不可欠であり、地域内の需要動向に基づき行政と民間事業者が各担当分野において推進していくことが基本です。インフラ整備を市民生活を支える基本的ライフラインかつ喫緊の課題として捉え、双方の連携・協力体制を確立し、必要に応じ行政主体の計画的・効率的な整備を推進していきます。

また、インフラ整備を推進していくうえでは、その構成要素である有線（DSL、HFC、FTTH、高速電力線搬送通信など）及び無線（FWA、NWA、無線LAN、超高速インターネット衛星通信、コミュニティFM放送、防災無線など）のうち、各施策を実現しうる最適の情報通信網（ネットワーク）が構築できるよう十分な調査・研究を実施したうえでの整備を図ります。



(2) 情報化拠点の整備

情報通信インフラの整備とあわせて、ICTを十分活用するためには、放送設備、情報受発信装置、情報処理装置等の設置とそれらを稼働させるためのシステムの整備が必要不可欠です。拠点施設は、これに対応する複合的な機能を有するものとし、各施策に対応できるよう整備していきます。

(3) 情報通信機器の整備

情報通信システム及び機器については、技術革新及びその普及可能性を見通すとともに、簡易、安価なメディアやシステムによる代替可能性についても考慮し、各施策に応じ構築されるシステムに最も適合したものを導入します。また、できる限りハード先行に陥らないよう具体的なニーズの把握に努めるとともに、戦略的重要性を有するもの及び地域経済活性化を促進する効果にも着目して重点的、先行的に整備していきます。

4 セキュリティ対策

(1) 安全性・信頼性の確保

地域情報化の推進にあたっては、プライバシー侵害や情報の改ざんなど、安全性や信頼性に対する十分な担保が必要となります。セキュリティ対策の基本となるセキュリティポリシーを策定し、不正アクセスやウィルス被害、データ漏えいに対処する具体的なセキュリティ対策や、障害・機能停止等へ対処する情報処理システム安全対策も積極的に進めていきます。

また、社会生活に重大な影響を及ぼす災害によるシステム障害・機能停止、ネットワーク断絶等への安全対策として、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの3層での対策を進めます。

ハードウェアでは、重要機器の多重化（例えばCPUやハードディスク等）や障害時のバックアップ体制の整備（連絡体系、人員体制等）、また設置環境改善（端末集中監視等）により安全策を講じることとします。

ソフトウェアでは、十分な検証・テストを繰り返し行い、適切な開発・保守管理を行います。

ネットワーク障害への対応としては、通信経路の多重化によって回線断絶に伴う業務停止を回避するとともに、ネットワーク運用・管理システムの導入により、通信回線への負担を監視し、事前に障害発生への対策を行います。

このほか、電源関係の障害対策として、無停電電源装置や非常用電源の確保を行い、落雷等による停電に伴うハード・システム障害の発生を予防します。

(2) 個人情報の保護

地域情報化の推進に伴い、大量の行政情報の漏えいや改ざん、き損などの危険性が高まりつつあります。各職員が利用する端末機の管理については、プライバシーフィルター、盗難防止器具、生体認証装置などを一部導入していますが、今後は端末機における機能のあり方などを検討していきます。

また、情報を取り扱う職員への対策としては、個人情報保護法及び東かがわ市個人情報保護条例を遵守させるとともに、研修等による情報セキュリティ意識の向上を図り、総合的な情報セキュリティの確保と個人情報の保護に取り組んでいきます。

(3) 知的所有権の保護

インターネットの普及により、メールの送受信、ファイルのダウンロードが可能となり、それらの方法で得た情報については、知的所有権の観点からの取扱いが必要となります。また、本市においては、ホームページの再構築により各課等でホームページの作成・更新が行われています。このため、職員への知的所有権に関する啓発に努めます。

5 事業財源の確保

(1) 国・県の支援施策の活用

地域情報化の推進にあたっては、財政状況が厳しいなか、自治体が責任を持つ領域を明らかにしたうえで事業を展開していくとともに、国・県等のさまざまな支援制度を最大限に活用し、補助金や交付税措置等により自主財源での負担軽減を図ります。

(2) PFI・アウトソーシング等の活用

ICT関連業務について、民間事業者の競争原理により、低コストで高いサービスが期待できるものについては、PFIやアウトソーシングの導入を検討し、民間の資金・ノウハウ等の積極的な活用を図ります。また、IRU契約等も視野に入れ、自主財源負担の軽減策を講じます。

6 推進にあたっての留意事項

(1) 技術動向の把握

近年の情報化の進展はめざましいものがあり、技術革新や社会情報の変化に対し柔軟に対処していくことが重要です。本計画は、策定時点での情報化の在り方を明確にするものであり、必要に応じ柔軟な見直しを行うよう技術動向の把握に努めます。

(2) 情報のバリアフリー化

情報化社会では、ICTを活用することで、だれでも必要な情報やサービスをネットワークを介して利用できるようになる一方で、コンピューター等の情報通信機器を扱うことが苦手な、いわゆる情報弱者が、情報化の進展による恩恵を受けることができないことも予想されます。よって、今後、本市の情報化を推進するにあたっては、誰もが利用しやすいシステムやサービスとなるよう配慮し、情報バリアフリーの実現に努めていきます。

(3) ICTを利活用するための倫理観の醸成

インターネット利用者が急速に拡大するなかで、世界中のホームページから豊富な情報を入手でき、電子メールや電子掲示板などによって、時間や距離にとらわれることなく気軽に情報交換を行うことが可能となりました。しかしその反面、有害情報の発信や、コンピューターやネットワークの不正利用、プライバシーの侵害、また詐欺をはじめとしたさまざまな犯罪や事件が問題化し増加しつつあります。

これらの新たな社会的問題は、市民生活やビジネス活動等に影響を与えるため、健全な情報化社会の実現をめざし、情報通信におけるマナー・モラル等の普及・啓発に努めます。

参 考 资 料

施策の展開例 —基本方針別—

1 市民サービスの向上

行政サービスの オンライン化	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政手続きのオンライン化 インターネットを活用した各種申請書類・届出書の入手や、住民基本台帳カードの多目的利用をはじめとした証明書の受取手続きなどのオンライン化を実施します。 ◆情報提供のバリアフリー化 行政サービスの内容やお知らせ・イベントの案内、駐車場利用状況、道路渋滞状況、防犯灯・街路灯管理情報など、市民が欲しい情報の環境整備を図ります。
消費生活関連 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆悪質商法などの情報提供 悪質商法に関する相談先、被害事例、対処方法などをはじめ、生活に密着する情報提供の環境整備を図ります。
公共施設予約 案内システム の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設予約システムの導入 体育施設その他の公共施設の利用状況や予約状況について、ICカードやインターネットの利用による広域的な検索・照会・予約システムを導入します。 ◆図書館ネットワークシステムの構築 蔵書状況や貸出状況について、ICカードやインターネットの利用による広域的な検索・照会・予約システムを構築します。

2 安全・安心なまちづくりの推進

防災情報 システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急告知放送の整備 災害時に各家庭に避難情報などを、映像や音声により一斉告知できるシステムを整備します。なお、整備に際しては、東かがわ市地域防災計画の施設整備計画との整合性を考慮のうえ、実施することとします。 ◆防災情報提供システムの構築 雨量・河川・潮位情報などを収集・分析するシステムを整備し、市民への緊急情報（気象・避難・被災情報）や必要とする情報をインターネットや携帯端末等を利用して提供するネットワークシステムを構築します。
消防・緊急体制 の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防通信指令システムの再構築 地図検索により、通報受信時に現場の位置情報などを提供します。また、各緊急車両の現在位置・状況が把握できる緊急車両の管理体制を確立し、災害現場に応じた効率的な編成を行います。さらに、消防署・団員に災害発生情報を素早く伝達するための整備を行い、初動体制の確立を図ります。
防犯・緊急連絡 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆防犯・緊急連絡情報システムの構築 監視カメラや携帯電話などを利用した防犯情報の収集・提供や市民への緊急連絡システムを構築します。
保健・医療・福祉 サービス情報の 提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活支援サービス情報の提供 各種生活支援サービスを個人が選択し、契約するという状況に対応できるよう、さまざまな情報を提供します。 ◆インターネットを活用した相談窓口サービスの実施 窓口において問い合わせの多いサービスに関するQ&Aをインターネットに掲載し、子育てや健康・福祉に関する相談に対応します。

保健・医療・福祉サービス情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療機関情報の提供 休日・夜間診療の案内や医療機関マップの充実を図ります。 ◆GISを利用したバリアフリー情報の提供 車イスやベビーカーをご利用の方などが支障なく行動できるバリアフリーに関する地理情報の提供を行います。
保健・医療・福祉情報ネットワークシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆保健・医療・福祉機関情報のネットワーク化 保健・医療・福祉機関と連携のうえネットワークを構築し、相談事業などの充実を図ります。 ◆保健医療カードシステムの導入 医療機関と連携を図り、ICカードの導入による検診結果や診療状況などの一元管理を実施します。 ◆高齢者在宅支援システムの導入 徘徊高齢者をもつ家族の支援システムの導入やひとり暮らし高齢者などの緊急通報サービスを実施します。
環境保全情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全情報の提供 不法投棄やごみ問題など、環境に関する情報の提供・収集システムの構築を図ります。

3 連携・協働によるにぎわいの創出

教育施設・生涯学習施設のインフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆高度情報教育の支援 パソコンを全教室・多目的ホールなどに設置することにより校内情報の共有化を図り、インターネット利用環境を整備することで、高度情報教育を支援します。 ◆教育情報の提供 教育活動を支援するための各種の教育情報を提供します。 ◆各施設への情報通信機器の整備 誰もが気軽に利用できる市民開放型の情報通信機器を各施設に整備し、地域の情報拠点とします。 ◆各施設間のネットワーク化 各施設間での高速大容量のネットワーク化を図ります。
市民参加機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民参加システムの構築 主要施策や計画立案などの過程において、情報通信機器を利用した市民参加システムを構築し、市民からの意見集約を図ります。 ◆市民電子会議室の設置 ホームページ上に市民電子会議室を設置し、市と市民、市民相互の交流を目指すシステムを確立します。
情報公開の促進及び情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆主要施策や計画素案などの情報提供 主要施策や計画素案などの情報提供や情報公開によるアカウントビリティの実現を図ります。 ◆ホームページの充実 ホームページ上で、欲しい情報を容易に検索できる情報提供機能の充実を図ります。
国際交流情報のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際交流事業のネットワーク化 インターネットなどを利用して、国際交流事業の内容を多か国語で提供するとともに、国際化社会に対応した交流ネットワーク化を図ります。

4 産業振興・活性化の支援

商工業支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆雇用対策支援 雇用対策として、人材・企業・求人情報を提供します。 ◆商店・企業間のネットワーク化 地域商店・企業間のネットワーク化により情報交流を促進し、マーケティングや電子商取引などの次世代型の販売・取引方法の情報収集を図ります。
農林水産業支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆販売状況などの情報の提供 青果・水産物・花卉などの市況や販売情報を提供します。 ◆農業・農家支援システムの構築 河川・水路・気象・新技術の情報、農家・農地情報、各種補助金や融資制度に関する情報を提供します。 ◆漁業振興システムの構築 効率的な情報処理による漁業経営の高度化を図るため、漁業生産量や流通状況など水産情報のデータベース化や水揚げ・漁況情報の提供（速報・予報）などネットワークシステムを構築します。
観光支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光情報提供システムの構築 観光名所、イベント、宿泊施設などの情報を提供します。 ◆特産品・土産物のネット販売の促進 特産品・土産物の紹介・ネット販売を促進します。
起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆起業支援情報の提供 融資制度など起業家への支援情報の提供を推進します。 ◆GISによる起業支援情報の提供 GISを利用した起業に役立つ地理情報を提供します。 ◆環境施策に関する支援 公害やISOなどに関する情報の提供を推進します。

5 ICTに対応した人材の育成

職員の意識及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政の情報化人材の育成 電子自治体の実現のためには、担い手である職員の一人ひとりが、その目的と必要性を十分に自覚し、情報リテラシーの向上に努めることが重要です。このため、情報化の意義・目的を理解し活用できる人材の育成をめざし、各種システムの導入に伴う操作研修や各職員の習得状況にあわせた段階的な研修を実施していきます。 また、情報化推進の担当部署においては、情報化への意欲と一定の技術的知識を持ち、かつ行政ニーズを政策に反映していくための企画立案調整能力を備えた専門的人材が必要となります。国が取り組むCIO育成に向けた研修会や、県や関係機関及び民間企業が行う研修やセミナーを活用し、市の担当部署における職員の専門的知識の高度化を図ります。
市民の情報リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の情報リテラシーの向上 ICTは生活の利便性を向上させるための手段であり、高度情報化社会のメリットをすべての市民が等しく享受するためには、情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図ることが必要不可欠となります。このため、ICT講習会や情報化に関する講演会などを開催し、インターネットや電子メールの利活用といった基本的なスキルの習得をはじめ、地域の情報化リーダーの育成を図っていきます。

6 情報通信基盤の整備

地域ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタルデバイドの解消 山間部におけるブロードバンド利用環境基盤整備を行います。 ◆IP電話の整備 市内通話料無料のIP電話を整備します。 ◆地域団体との連携促進 商工会・農協など地域団体との連携を図り、市内の施設や催しの紹介などの情報を共有化し、インターネットによる利用・参加を促進します。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

住民意向調査結果 ー概要ー

調査対象者：東かがわ市に住所を有する15歳以上の個人
 対象者抽出方法：各地域及び年代について、コンピューターによる無作為抽出を実施
 対象者数：2,800人（全世帯数の約2割）
 調査方法：郵送調査
 調査期間：平成16年2月17日から2月29日まで
 回収状況：41.7%（1,168人/2,800人）

1 ケーブルテレビ(CATV)について

【調査内容】

基本事項（※1）	地上波デジタル放送（※2）	希望調査（※3）
<ul style="list-style-type: none"> ・テレビの保有台数 ・テレビの視聴時間 ・衛星放送の受信状況 ・チャンネル数の満足度 ・各テレビ局の受信状況 ・よく見る番組 	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ放送切り替えの認知度 ・デジタル放送の視聴対策 ・関西圏からのテレビ放送（関西波）の視聴について ・関西波の視聴対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料チャンネルの希望 ・テレビの映り具合 ・CATVへの加入意志について ・CATVの利用料金等について ・加入しない理由

※1 テレビの保有台数について、8割以上の方が複数台持っており、テレビがライフスタイルの形成に深く関わっていることがわかる。

1台	2台	3台	4台	5台以上
9.2%	26.1%	29.6%	18.0%	13.5%

※2 地上波デジタル放送への切り替えについては、8割以上の方が認識しているが、関西圏からのテレビ放送が受信できなくなる可能性について知っている方は15.1%のみで、視聴対策としては、約6割の方が「自治体で対応すべき」と考えている。

アナログ放送切り替えの認知度		関西圏からのテレビ放送（関西波）の視聴について			
知っている	知らない	受信できなくなる可能性について知っている	テレビ等の買い換えで視聴できると思っている	行政が何とかしてくれると思っている	知らない
80.5%	18.3%	15.1%	11.1%	15.7%	38.4%

デジタル放送の視聴対策		関西波の視聴対策を自治体で行うべきか	
個人でテレビ等を買換	自治体でCATV等を整備	行うべき	行うべきではない
24.7%	61.2%	59.2%	17.2%

※3 CATVを整備した場合、64.6%の方が「加入する」「たぶん加入する」と答えており、過半数以上の方がテレビを活用した新しいライフスタイルに期待を寄せていると思われる。また、「加入しない」「たぶん加入しない」理由としては、77.1%の方が加入料や月額利用料の負担を挙げている。

CATVをご覧になる場合は、加入料や月額利用料が必要となりますが、整備した場合に加入しますか？				加入しない理由		
加入する	たぶん加入する	加入しない	たぶん加入しない	加入料や月額利用料がかかる	自己負担で地上波放送や衛星放送を視聴する	テレビを見ないので必要ない
18.6%	46.0%	11.6%	19.3%	77.1%	10.5%	3.6%

2 インターネットについて

【調査内容】

基本事項（※1）	利用者の状況（※2）	希望調査（※3）
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの保有台数 ・インターネットの加入状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入サービスの種類 ・加入サービスの月額料金 ・通信速度への満足度 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの利用希望 ・インターネットの利用用途 ・希望する通信速度 ・希望する利用料金 ・利用をしたくない理由 ・ADSL利用地域の認知度 ・環境整備への対策 ・インターネットの将来性 ・加入の意志について

※1 全体の48.7%の方がパソコンを所有し、そのうち76.6%の方がインターネット契約をしており、インターネットの利活用がライフスタイルの基盤になりつつあることがうかがえる。

※2 インターネット利用者の約45%の方がADSLに加入しているが、そのうち3割以上が通信速度に不満を持っている。

ADSL加入者		ISDN加入者		アナログ接続利用者	
44.3%		25.2%		21.6%	
通信速度に満足	不満	通信速度に満足	不満	通信速度に満足	不満
61.1%	36.3%	33.6%	64.5%	19.1%	79.8%

※3 インターネットの利用希望については、過半数以上が「利用したい」と答えており、用途としては「身近な情報の入手」が最も多く、インターネットの地域への活用に対する期待がうかがえる。一方、ADSLについて、市の一部地域でしか利用できないことについて、「知っている」と答えた方は23.3%と少なく、ブロードバンドサービスの環境整備については、全体の約5割の方が「自治体が行うべき」と考えている。

インターネットの利用希望		ADSL利用地域の認知度		環境整備への対策	
利用したい	利用したくない	一部地域でしか利用できないことを知っている	知らない	自治体が行う	行うべきでない
52.9%	37.1%	23.3%	57.5%	47.0%	27.7%

3 IP電話について

【調査内容】

基本事項（※1）	希望調査（※2）
<ul style="list-style-type: none"> ・通話先の傾向 ・電話料金 ・IP電話の認知度 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する利用料金 ・加入の意志について

※1 全体の71.5%の方が市内通話を多用している。また、インターネットサービスを利用すると加入者同士の通話料金が無料になるIP電話については、59.3%の方が「知らない」と答えている。

※2 IP電話サービスを実施した場合、全体の49.2%の方が加入の意志を示している。

用語解説 (アイウエオ順・アルファベット順)

- ア ク セ ス** ネットワーク(通信網)や通信回線を介して、あるコンピューターから別のコンピューターへ接続すること。
- アウトソーシング** 既存の業務形態を見直し、定型的な業務(主に情報システム)を外部の専門家に委託して効率化を図る業務形態を指す。外部の専門家に管理・運用を任せるので、人件費や時間などのコストを節減できるといったメリットがある。
- アプリケーション(ソフト)** プログラムのこと。コンピューターの特定の業務処理のために作られたソフトウェア。
- インターネット** 世界各国のコンピューターをインターネットプロトコル(IP)という共通の約束事で相互に接続したネットワーク(通信網)のこと。インターネットにより、世界中の人々とコミュニケーションをとったり、情報の発信や収集をすることができる。
- インターフェース** 信号の規格を統一するための装置。ハード面では、CPUの外部周辺装置を繋ぎ、両者の電圧を調整したり、処理速度を調整したりする。ソフト面では、システムのやりとりをするためにプログラムが使用するコードや手段が含まれている。
- インフラ(ストラクチャー)** 生産や私たちの生活の基盤を形成するもの(例えば、道路、ダム、発電所、通信施設、学校、病院、公園など)。このうち、私たちの生活社会を支えているコンピューターやネットワークを総称して「情報インフラ」と言う。
- (コンピューター) ウィルス** 電子ファイル、電子メールなどを介して他のパソコンに伝染し、害を与えるプログラムのこと。パソコンのデータやソフトウェアを破壊したり、画面に変な画像を表示させるなどいろいろな種類がある。
- オフオーク** 一般加入電話の使用されていない時間を利用して、音声情報(例：災害情報)を一括に伝送するNTTの通信サービスのこと。本市では引田地区(旧引田町)のみサービスが利用できる。
- オンラインショッピング** パソコン通信を利用した通信販売。ユーザがパソコン通信で商品の購入を依頼すると、商品が宅配便などで配送される。
- 香川県新世紀高速情報ネットワーク** 本県全域の情報通信環境の向上を目的として構築された、県(関係機関を含む)及び市町村を結ぶネットワーク。民間の広域LANサービスを利用している。
- 基地局** 携帯電話と直接交信する携帯電話網の末端にあたる装置。電柱やビルの屋上、電話ボックス、地下鉄ホームの天井などに設置されている。携帯電話が基地局と電波で交信できる範囲がいわゆる「通話エリア」で、この範囲内でしか通話することができない。
- 携帯電話** 無線通信を利用した、持ち歩ける電話機のこと。基地局と呼ばれる有線ネットワークの中継点と電話機が無線で通信し、さまざまな通信サービスを移動しながら受けられる。

- 高速電力線搬送通信** 既設の配電線・電灯線を利用した通信インフラの技術の一つ。低圧配電線（100／200V）を使用するアクセス系と、宅内の電灯線を利用してパソコンや家電製品間の通信を行う宅内系がある。
- 公的個人認証サービス** 行政手続のオンライン化に必要なネット社会の課題（成りすまし、改ざん、送信否認など）を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する電子政府・電子自治体の基盤。従来、窓口に向く必要があった行政手続が、家庭や職場からインターネットで可能となるもの。（H16.1.29開始）
- コミュニティFM放送** 市町村の一部の地域において、平成4年1月に制度化された超短波（FM）放送のこと。リアルタイムでの地域の特色を生かした番組や緊急情報の発信などが注目を浴びており、全国で普及が進んでいる。
- 住民基本台帳カード** 住民基本台帳ネットワークシステムの第2次サービスの一つとして、希望者に対して市町村から交付するICカードのこと。同ネットワークシステムの本人確認手段として活用できるほか、身分証明書・市区町村独自のサービス・公的個人認証サービスの電子証明書や秘密鍵などの保存用カードになる。
- 住民基本台帳ネットワークシステム** 各種行政の基礎であり、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と住民票コードなどにより、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認を可能とするシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となるもの。2002年8月5日から第1次サービス、2003年8月25日から第2次サービスが開始されている。
- 情報弱者** さまざまな理由からパソコンやインターネットをはじめとするICTの利用に困難を抱える人をいう。基本的には低所得者や高齢者、障害のある人などがこれにあたるが、通信インフラの整備が遅れがちな離島や山間部の住民、発展途上国の国民などを指すこともある。
- 情報バリアフリー** 高齢者や障害のある人が、パソコンやインターネットなどの情報技術を利用する際に起こりうるさまざまな障害を取り除くための方策のこと。近年では、ユニバーサルデザインの考え方がIT分野でも浸透している。
- 情報リテラシー** コンピューターなどの情報機器を操作するうえで必要となる知識や能力のこと。
- 生体認証装置** 指紋や静脈、虹彩など個人によって異なる身体上・行動上の特徴を使って本人確認を行う認証装置。
- セキュリティ（システム）** コンピューターのソフトやアプリケーションを保護するシステム。コンピューターの通信では、インターネット自体にはネットワーク全体の固有の機密保持や通信内容の秘匿機能はない。機密保持に関しては、それぞれのコンピューターやそのネットワークが独自に維持管理することが原則となっている。
- セキュリティ・ポリシー** 企業全体の情報セキュリティに関する基本方針。
- セル** 携帯電話・PHSなどに代表される広域移動通信において、1つの基地局がカバーする区域のこと。セル1つに基地局1つが対応する。
- 双方向** 同じメディアを使って、センターから端末、端末からセンターへ相互に情報を伝達できる機能。

- ソフトウェア** | ハードウェアを動かすための命令やプログラムの総称。
- ダイヤルアップ接続** | 個人で、インターネットを利用する際に、加入電話（一般回線）またはISDNを使ってその都度接続すること。
- ダウンロード** | ネットワーク上の他のコンピューターのプログラムやデータを取り出し、自分のパソコンに保存すること。
- 地上デジタルテレビジョン放送** | 現在の地上波はアナログ式で放送されているが、総務省は2003年から地上波をデジタル化し、アナログ放送は2011年までに終了する計画となっている。地上波がデジタル化されると、視聴者は高画質・多チャンネルの放送を楽しめるほか、データ転送など新たなサービスも受けられるようになる。
- 超高速インターネット衛星通信** | 無線による超高速の国際ネットワークを構築するための衛星を利用した通信方法。独立行政法人宇宙航空研究開発機構において開発研究・実証実験を行っている。
- 庁内LAN** | 有線や無線により同じ建物の中にあるコンピューターやプリンターなどを接続し、データをやりとりするネットワークのこと。庁内の情報インフラの整備や業務の情報化を通じて、業務の高度化・効率化の実現や庁内の情報共有を図ることが目的。
- デジタルデバイド** | 情報通信を使う機会がある人とない人の間の格差が広がることによる社会問題。
- 電子掲示板** | メールのような1対1の通信手段ではなく、1対複数の情報伝達を可能にするソフトウェアシステムのこと。構成が掲示板に似ていることからこう呼ばれる。インターネットに限らず、ネットワークやパソコン通信などで、そこにアクセスしてくる人と文字によるコミュニケーションを行える機能。
- 電子商取引** | 「Eコマース、EC」とも言う。インターネットやパソコン通信などネットワーク上で行われる商取引の総称。
- 電子政府・電子自治体** | コンピューターシステムやインターネットを利用し、処理を電子化した行政機構。公共工事などの業務発注や、住民票登録などの各種手続き、行政文書の管理などに活用することで、効率化とコスト削減、サービスの質の向上を図る。
- 電子タグ（ICタグ）** | 商品などの情報を記録したICチップをつけて、電波や磁気で情報を読み取るもの。ユビキタスネットワークを構成する基盤の一つ。
- 電子メール** | インターネットやパソコン通信において、端末同士で情報交換を行うもの。
- 同軸ケーブル** | 伝送用の導体（銅芯など）を絶縁体で包み、その外側を被覆したケーブルで、最も馴染み深いものとして、テレビのアンテナ線に使用されているほか、CATVの信号の伝送に使われている。
- ナローバンド** | 概ね速度128kbps以下の低速な通信回線の総称。特に、一般電話回線によるインターネットへのダイヤルアップ接続を指す。

- ノード** パソコンなどの装置を接続するネットワーク上の接合点や、インターネット上の中継点、またそこに設置されるコンピューターのこと。CATVの場合、光伝送路のセンターヘッドエンドに対する終端部にあたり、光送受信機が設置される場所。ここから家庭へ同軸ケーブルで伝送される。
- ハードウェア** コンピューターを構成している電子回路や周辺機器などの物理的実体のこと。
- ハードディスク** 磁気体を塗った金属の円盤にデータを読み書きする記録装置。フロッピーディスクなど他の記録メディアと比べ大容量で高速アクセスが可能である。
- ハイパーテキスト** 普通の本のように最初のページから最後のページまで順番に読んでいくという直線的な構造ではなく、ある文書の特定の部分（文字・絵など）をクリックすると、その部分に関連した別の文書にリンクするようなくみをもったテキスト。WWWは、ハイパーテキストの構造をもっている。
- ハイパーリンク** ハイパーテキストの中で、ある文書の特定部分から別の文書にジャンプするしくみのこと。
- 光ファイバー** 髪の毛よりも細い繊維状のガラスやプラスチックでできた光を通す通信媒体のこと。この光ファイバーを使った通信ケーブルを光ファイバケーブルといい、従来の電話線に使用されているメタルケーブル（銅線）の数百分の1の太さで、1000倍以上の情報量を伝送することができる。
- 不正アクセス** ネットワークを経由して、他のコンピューターに許可なく侵入する行為のこと。
- ブロードバンド** 概ね速度500kbps以上の広域帯・高速な通信回線の総称。わかりやすく言えば、インターネットにアクセスするための太くて速い回線のこと。電話線やISDNよりも速く、音楽や映画など大容量のデータをスムーズに送ることができ、CATVやADSL、FTTHなどいろいろな種類がある。
- ヘッドエンド** CATV局で多数の各種信号を調整して、同軸ケーブル網など伝送路に送り出すための一連の装置。
- ホームページ** WWWサーバーの上におかれたコンテンツで、HTMLで書かれた複数のファイル（ページ）で構成されているもの。文字だけでなく、写真・音声・ビデオなどを発信することができる。また、ハイパーリンクという機能により、同じWWWサーバー内あるいは、異なるWWWサーバーにあるページ同士を相互にリンクづけることが可能となる。
- 無線LAN** 電話回線やケーブルを使用しないLAN。配線の必要がないため、頻繁にレイアウトを変更する場所や、道路・河川に隔てられてケーブル敷設が困難な場所で使用することが多い。
- メディア** フロッピーディスクやCD-ROMなど、データを記録しておくための記録媒体のこと。
- モバイル** 携帯情報端末機の総称。「移動しやすい・動かしやすい」という意味で、「モバイル通信」は、「持ち運べる通信機器を使ってコミュニケーションすること」という意味。

ユニバーサルデザイン 年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方。

ユビキタスネットワーク 「いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能」なネットワーク環境のこと。なお、ユビキタスとは、「いたるところにある」という意味のラテン語に由来した言葉。

ADSL
(Asymmetric Digital Subscriber Line) 一般の電話回線を使用して、高速デジタルデータ通信を行う技術を総称してDSLと言う。DSLにはいろいろな種類があるが、一般的に使用されているのがADSLである。

bps
(bits per second) 通信回線などのデータ転送速度の単位。1bpsは1秒間に1ビットのデータを転送できることを表す。1kbps（1キロbps）は1000bps、1Mbps（1メガbps）は1000kbps（100万bps）。

CATV
(ケーブルテレビ) 放送局と利用者の家庭をケーブルで接続し、テレビ番組を配信したり、インターネットに利用することができるテレビの有線放送サービスのこと。

CIO
(Chief Information Officer) 最高情報責任者の略。ITを導入して業務改善や情報システムの分析・評価・最適化計画を策定する責任者。

CPU
(Central Processing Unit) 中央処理演算装置。コンピューターの計算・制御部を言う。メモリーから命令とデータを取り出し、その実行結果をメモリーに戻す作業を行う。

e-japan戦略 すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、2001年1月に決定された政府の基本戦略。5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指している。

FTTH
(Fiber To The Home) 光ファイバーケーブルを利用した超高速インターネットサービスで、光ファイバーを各家庭まで結び、高速通信環境を構築するネットワーク形態のこと。

FWA
(Fixed Wireless Access) 無線による加入者系データ通信サービスの方式の一つ。

GIS
(Geographical Information System) デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを統合的に扱う情報システムのこと。

HTML
(Hyper Text Markup Language) ホームページを構成する一つひとつのページを文字や絵などを使って表現するための約束事（言語）。

HFC
(Hybrid Fiber Coax) センターのヘッドエンドから1グループ（セル）約500世帯のノードまで光ファイバーを敷設し、さらに同軸ケーブルで各家庭へ引き込む方式のこと。

ICカード プラスチックカードの内部にIC（集積回路）を埋め込んだもの。記憶容量が大きく多様な処理が可能である。また、偽造が難しく磁界に強いいためデータ保護に優れており、磁気カードに代わるものとして普及している。

ICT (Information and Communication Technology)	情報通信技術を表す言葉。日本ではITが同義で使われているが、ITにコミュニケーションを加えたICTの方が、国際的には定着している。日本が目指しているユビキタスネット社会では、ネットワークを利用した多様なコミュニケーションが実現するとされており、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大している。そのことを踏まえ、これまで総務省より出されていた「IT政策大綱」が、2004年度より「ICT政策大綱」に名称変更されている。
IP電話	従来の電話回線の代わりにインターネット回線を使用した電話のこと。インターネットをインターネットプロトコル(IP)というので、これをIP電話と呼ぶ。
IRU (Indefeasible Right of User)	破棄し得ない使用权。電気通信事業者が一定の要件を満たす賃貸借契約などを締結することにより、他者が所有する光ファイバーなどを調達した場合、それを同事業者が長期安定的に支配・管理しているものとみなして、同事業者が設置した設備として認める制度のこと。関係当事者の合意がない限り、契約を破棄したり、終了させることができない長期的な使用权（原則10年以上）が認められており、現在、未使用の光ファイバーを柔軟に運用することを目的に、総務省では1～10年未満のIRU契約であっても事業者所有と認めるよう方向転換されている。
ISDN (Integrated Services Digital Network)	電話線の一種のデジタル回線のこと。ISDNにすると、1回線で2回線分の電話回線が使用できるようになるので、電話中でもインターネットにアクセス可能。
ISO (International Organization for Standardization)	工業標準の策定を目的とする国際機関で、各国の標準化機関の連合体。1947年に設立され、現在147か国が参加している。
IT (Information and Communications Technology)	情報通信技術の略。ICTと呼ばれることもある。コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。
IT戦略本部	別名「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」。日本のIT革命を推進するため、2000年7月に創設された政府の直轄組織。2001年1月に「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げた「e-japan戦略」を決定し、IT革命を推進している。
LAN (Local Area Network)	企業内ネットワークなど比較的限られたエリア内のコンピューター・ネットワーク。
LGWAN (Local Government Wide Area Network)	総合行政ネットワークの略。地方公共団体の組織内ネットワーク(庁内LAN)を相互に接続した行政専用の高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備されたものです。地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としています。
NWA (Nomadic Wireless Access)	特定エリアや店舗などにおける不特定多数へのインターネット接続サービスなど、非定住型の無線系アクセス通信のこと。
OA化 (Office Automation)	コピー機やFAX、コンピューターなどの情報機器を用いて、事務作業の効率化を図ること。

- PFI (Private Finance Initiative)** | 行政サービスの運用に、民間資金やノウハウを取り入れることを指す。民間の持っているインフラや経営手法を使うことで、行政機関が独自に運用するよりもコスト削減が望めるため、新たな行政サービスが可能。
- PHS (Personal Handyphone System)** | 設備や仕様を簡略化し、通話料を低く抑さえた携帯電話の一種。一つの基地局がカバーする範囲が狭く、端末1台あたりの周波数帯域が携帯電話よりも広いため、データ通信の速度は32～64kbpsと携帯電話に比べて極めて高速で、ISDNと遜色ない快適な通信環境を実現できる。
- u-japan** | u-Japanとは、ユビキタスネットワークが実現された社会のことで、世代や障害の有無を問わず、いつでも、どこでも、誰もが情報通信ネットワークを利用して社会に参加できる、ユニバーサルな社会のことをいう。
2004年5月に総務省より提示された「u-Japan構想」では、「e-Japan戦略」で整備された通信インフラを利用・進展させ、2010年までに日本をユビキタスネット社会へと発展させていくことを目標としており、その実現のための政策パッケージとして、同年12月には「u-Japan政策」を取りまとめている。
- WWW (World Wide Web)** | インターネット上で情報を受発信するためのしくみの一つ。世界中にホームページを開設しているサーバー（WWWサーバー）がたくさんあるが、これらのサーバーは、ハイパーテキストという特徴をいかして、お互いにリンクをしている。ワールド・ワイド・ウェブとは「世界規模のくもの巣」という意味であるが、まさにそのような形で世界中の情報が相互に繋がっており、文字だけではなく、写真・音声・ビデオなども受発信することが可能である。単にウェブ（Web）ともいう。
- WWWサーバー** | ホームページを開設し、その情報を世界に向けて受発信するためのコンピューターのこと。

発行年月／平成 18 年 3 月

発 行／香川県東かがわ市

編 集／東かがわ市総務部企画財政課



東かがわ市

東かがわ市地域情報化基本計画

